

## 新松島庁舎の規模及び機能等について（案）

### 1 松島庁舎の規模について

新松島庁舎の規模を検討するに当たり、その基礎となる判断指標は、将来の職員数及び組織配置であるが、職員定数に関しては、平成17年の集中改革プランに基づく上天草市職員定員適正化計画、さらに平成19年の「リバイバルプラン（財政健全化計画）」に基づく職員定数に関する削減計画を策定しており、職員数はこの計画に基づく数値を活用する。

また、組織配置に関しては、4町合併後、既に6年が経過し、合併時の方針のもとに配置された部署が年月の経過とともに将来的な見直しが必要になってきたものや、既に行政事務の効率性の確保等から一部変更されたものがある。

庁舎規模の検討では、これらの現状を踏まえて全体の組織配置を見直した上で、合併協定事項にある大矢野庁舎と同規模である最も理想的な配置を検討するが、第1回検討委員会において、市の財政状況を鑑みて建設費用を抑制するため、新松島庁舎は、可能な限り必要最小限の規模を検討することとしていることから、この理想的な配置を念頭におきつつ支所等を含む既存の公共施設における空きスペースを最大限に活用することを模索し、新松島庁舎に必要な部署の配置について検討することとする。

#### （1）職員適正化計画による将来の職員定数について

上天草市では平成17年度から平成21年度まで集中改革プランに基づき、合併に伴い増大した職員定数を本市の規模に応じた適正な数に削減し、行政のスリム化、人件費抑制などを目指し、上天草市職員定員適正化計画（正職員のみ対象）策定し、さらに「リバイバルプラン（財政健全化計画）」に基づく職員定数に関する削減計画において、さらなる削減数の上積みを図ったところであり、職員数の規模の確定に当たっては、これらの計画に基づく平成22年4月1日現在の472人の職員定数（非常勤職員を含む。）を基準とする。

なお、この数値は、類似団体との職員定数比較、組織機構の見直し・事務の効率化による削減可能値、県内他市との人件費割合から見た財政的見地による削減可能値を合併時の平成16年度対比で平成22年4月1日までに100人の削減を目標に設定したものである。

#### 【平成22年4月1日現在の総職員数の内訳】

- ・大矢野庁舎：140人（うち国・県等への派遣6人）
- ・松島庁舎：138人

- ・姫戸地域振興センター：16人
  - ・龍ヶ岳地域振興センター：14人
  - ・庁舎外（出張所・保育園・学校等）：164人 計472人
- ※ 職員定数適正化計画による推移は、資料2-1別表を参照。

## （2）組織配置の在り方について

### ①合併時の組織配置について（※別添参考資料を参照）

合併時の組織については、別添の「新市の事務組織・機構の整備に係る取扱い方針」に基づき配置されており、本方針を基に天草上島4町合併協議会における整理により、市長室がある大矢野庁舎に市長直轄の管理部門である総務部、企画観光部のほか、農林水産振興施策を策定し実施する農林水産部及び会計課、農業委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、窓口センターを配置しており、松島庁舎においては、特に市民の利用頻度が高く市民サービスに直結する部署である健康福祉部及び市民環境部、災害時において迅速な対応が必要とされる建設部、教育委員会、窓口センターが配置され、姫戸・龍ヶ岳地域振興センターにおいては、本庁部門が配置されていないことから、身近な場所で行政サービスの提供を受けることができるよう、本庁事務を行う統括支所を配置されたものである。

なお、大矢野庁舎及び松島庁舎に構造上配置することが困難であり、既存施設の有効活用による庁舎改修費の抑制という観点から、本庁部門との関係及び地域間のバランスを考慮の上、水道局は姫戸地域振興センターに配置され、ホストコンピューターを設置する龍ヶ岳地域振興センターに情報推進課が配置されたものである。

### ②平成22年4月1日における組織配置について（※資料2-3配置図A案と同じ）

現在の組織配置は、地方分権の推進や多様化する住民ニーズに対応可能とするため、合併後の配置から数回にわたる組織再編が行われているが、基本的には、合併時の「新市の事務組織・機構の整備に係る取扱い方針」を踏襲した配置とされている。

#### 【大矢野庁舎】

市長室があることから、市の行政施策を速やかに実行できるよう市長直轄の部署（管理部門）を中心に配置されている。

- ・総務企画部：総務課、財政課、監理課、企画政策課
- ・経済振興部：農林水産課、企業誘致課、商工観光課

- ・市民生活部：税務課、納稅課、環境衛生課、大矢野窓口センター
- ・その他：会計課、農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局

### 【松島庁舎】

市の地理的中心に位置することから、特に市民の利用頻度が高い市民サービスに直結する部署、災害等が発生した場合、迅速に現場に駆け付ける必要がある部署（事業部門）を中心に配置されている。

- ・健康福祉部：保健課（健康づくり推進室含む）、福祉課、高齢者ふれあい課
  - ・市民生活部：市民窓口課
  - ・建設部：建設課、都市整備課
  - ・教育委員会：学務課、社会教育課
- ※健康づくり推進室は、各種健診等の場所を確保するため、保健センター内に設置されている。

### 【姫戸地域振興センター】

窓口業務を行う部署（支所機能）のほか、独立採算による運営を基本とする公営企業である水道局を配置している。

- ・市民生活部：姫戸統括支所
- ・水道局

### 【龍ヶ岳地域振興センター】

窓口業務を行う部署（支所機能）のほか、ホストコンピューターを設置された情報推進室を配置している。

- ・市民生活部：龍ヶ岳統括支所
- ・総務企画部：情報推進室（企画政策課）

### ③現在の組織配置における課題

合併時の方針のもとに配置された部署において、合併後6年間経過した現在においては次のような課題が生じているところである。

（主な課題）

- ・情報推進室が龍ヶ岳に配置されているため、各種納付書作成の際、関係課が龍ヶ岳まで出向く必要があるなど、移動コストがかさみ、時間のロスが発生すること。
- ・情報推進室が龍ヶ岳に配置されているため、庁内の基幹系・情報系システムに障害が発生した場合、保守会社から龍ヶ岳までの移動ロスが発生

し、迅速な対応が困難であること。

- ・情報推進室が龍ヶ岳地域に配置されているため、天草MA (Message Area) の区域となり、大矢野庁舎の宇城MAと比較して電気通信事業者の占用サービス回線の利用が限定される等、非効率かつ高コストであること。
- ・水道局が姫戸にあることから、工事現場や漏水現場対応に係る時間的なロス、移動コストがかさむこと。

### (3) 新松島庁舎に必要な機能について

#### ①新松島庁舎に配置すべき行政機能

上記(2)の③の課題を解決するためには、これらの各課・室を大矢野庁舎又は松島庁舎に配置することにより大部分が解決可能であるが、現松島庁舎の規模以上の新庁舎を建設することは、第1回検討委員会で示された建設経費（起債ベースで3億円程度）を上回る可能性が高く、市の財政事情から建設が困難であると想定されることから、まずは必要最低限の行政機能は何かを決める必要がある。

現状の組織配置を踏まえ、新松島庁舎に最低限配置すべき組織機能としては、市民サービスに直結する窓口機能をもつ健康福祉部（保健センターを含む）、災害時の迅速な対応が必要とされる建設部を最優先して配置すべきである。（保健センターの役割・機能等については、「資料3」を参照。）

#### ②その他市民の利便性を向上するため必要と思われる機能

新松島庁舎建設に当たっては、上記①にある行政機能のほか、地理的中心にある利便性から、市民にとって親しみやすく市民活動の拠点となるような機能を併せ持つ複合施設とすることについても検討すべきである。

### (4) 他の庁舎及び支所など、公共施設の利活用について

新松島庁舎の建設費用を抑制し、公共施設の有効活用の観点から、市が所有する全ての公共施設の中で規模・耐用年数等を勘案し、比較的活用可能と思われる施設としては、「資料2－2 公共施設配置図」のとおりである。

新松島庁舎に配置する組織については、これらの公共施設を最大限に活用することにより、公共施設の有効活用を図るとともに本市の財政健全化に向けた目標に影響を及ぼさないような建設費用となるよう検討していく。

## 2 新松島庁舎に配置する組織

これまでの経緯・検討を踏まえ、新松島庁舎の配置する組織を決定するに当

たっての基本的な考え方を以下のとおり示すこととする。

### (1) 基本的な考え方

- ・本市の財政健全化計画への影響を最小限にとどめることができ可能な予算の範囲内（起債ベースで3億円程度）の建設規模とする。
- ・最低限必要な行政機能を維持する。
- ・可能な限り現状の組織配置を踏襲し、かつ出来る限り課題を解決することが可能となるような組織を配置する。
- ・必要最低限の庁舎規模とするため既存の公共施設を最大限活用する。

### (2) 組織配置案

上記(1)の基本的な考え方のもとに、極力それらの条件を満たすことが可能となる組織配置を検討したところ、3通りの案を提示するものであり、それぞれの考え方を示し、人員配置による建設費用の概算を行うとともに、各々のメリット・デメリットを示すこととする。(資料2－3配置図A案～C案を参照。)

#### <A案>

本来であれば、現状の課題を解決するために情報推進室、水道局をそれぞれ大矢野庁舎、松島庁舎に配置した理想的な配置を検討すべきであるが、大矢野庁舎にサーバ室を含む情報推進室を配置すべきスペースがないこと、松島庁舎に水道局を配置するとなれば、庁舎規模が拡大し建設コストの増大につながることから、A案は現行どおりの組織配置とし、市民から最も理解を得やすいと思われる組織配置としたもの。

しかしながら、現松島庁舎と同規模(138名)であるため、理想的な配置と同様に建設コストが割高となることから財政的な問題をクリアする必要がある。

#### <B案>

市民生活に直結する健康福祉部(保健センターを含む。)、市民窓口課及び災害対応を要する建設部を松島に残し、既存公共施設の空きスペースを有効活用するため、市長部局とは直接業務上の関連性の薄い教育委員会を龍ヶ岳地域振興センターに配置したもの。これにより庁舎規模の縮減につながり、建設コストを抑える一定の効果は見込まれるもの、それでも建設コストは割高となる。

### <C案>

B案の考え方方に加えて、同一施設ではないものの、松島町の公共施設を活用し、建設部（22名）を配置することで災害時における迅速な対応が可能であり、市民にはある程度の理解を得やすいと思われる配置としたもの。

また、これにより建設規模を縮減したことから財政面ではA、B案より比較的安価な建設コストに抑えることができる。

※上記案は、本市の財政事情を踏まえて、建設費用の財源を起債及び一般財源によって建設することを前提としたものであり、今後の国等の財政支援策の動向や新たな市内施設の活用策等の状況変化があった場合は、可能な限り現状の組織配置を踏襲し、かつ出来る限り課題を解決することが可能となるような組織配置を検討するものとする。

### 3 建設規模、費用の概算について

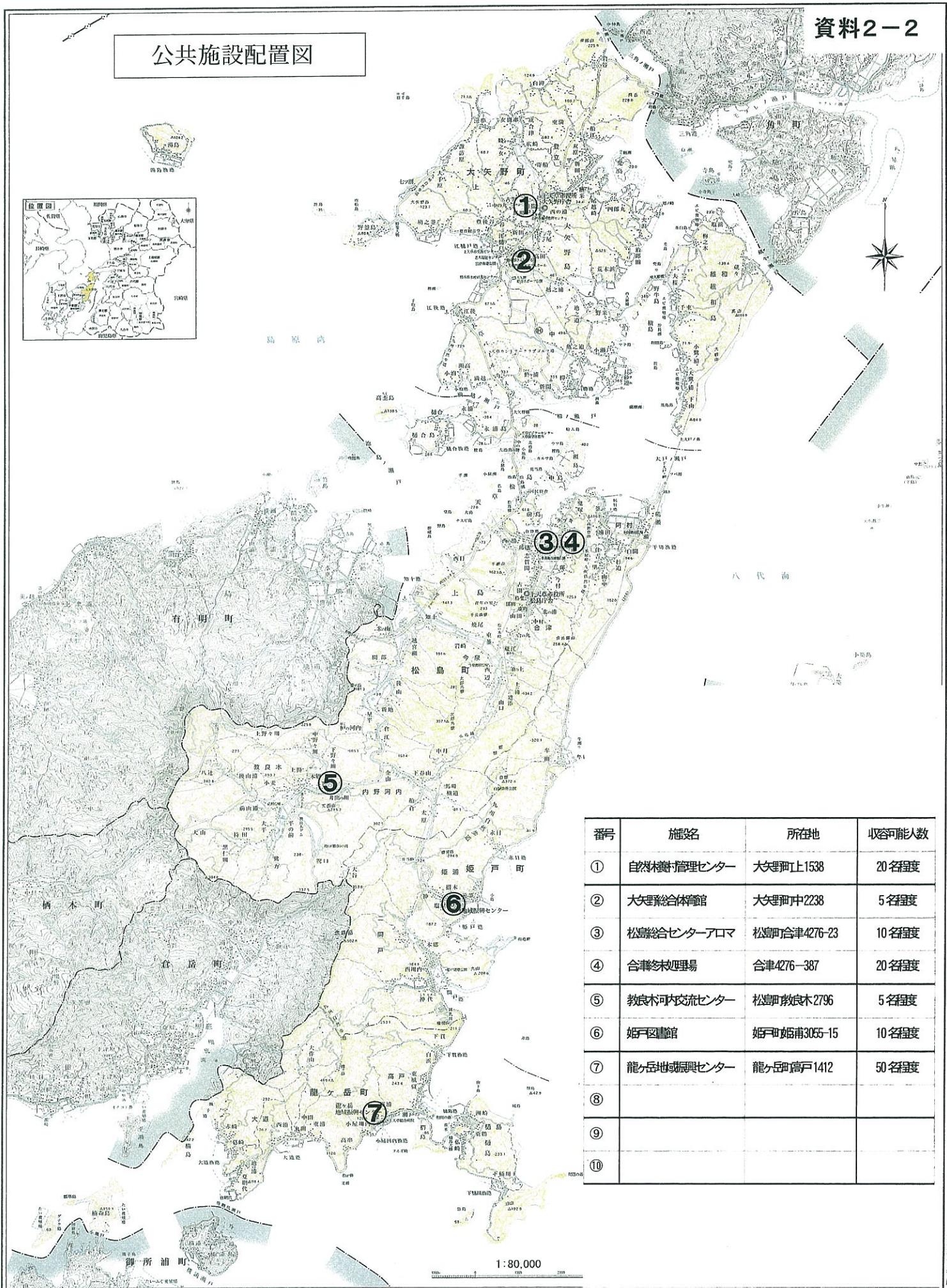
1及び2における検討を踏まえて、総務省の「庁舎標準面積算定基準」により、新松島庁舎における事務室等面積を算出した結果、建設規模及び費用の概算は先に示した資料2－4「算定方法A案～C案」のとおりである。

### 別表【上天草市職員数の推移(平成16年度～平成22年度)】

年度	16	17	18	19	20	21	22	
職員数(特別職・嘱託職員含む)	629	629	578	567	517	500	472	
内訳	大矢野庁舎	158	159	157	150	149	142	140
	松島庁舎	153	163	168	157	148	157	138
	姫戸地域振興センター	26	23	21	20	18	15	16
	龍ヶ岳地域振興センター	41	28	22	18	16	15	14
	庁舎外(出張所・保育所・学校等)	251	256	210	222	186	171	164
参考	定員適正化計画の目標値 (正職員)			432	416	398	380	356

## 資料2-2

### 公共施設配置図



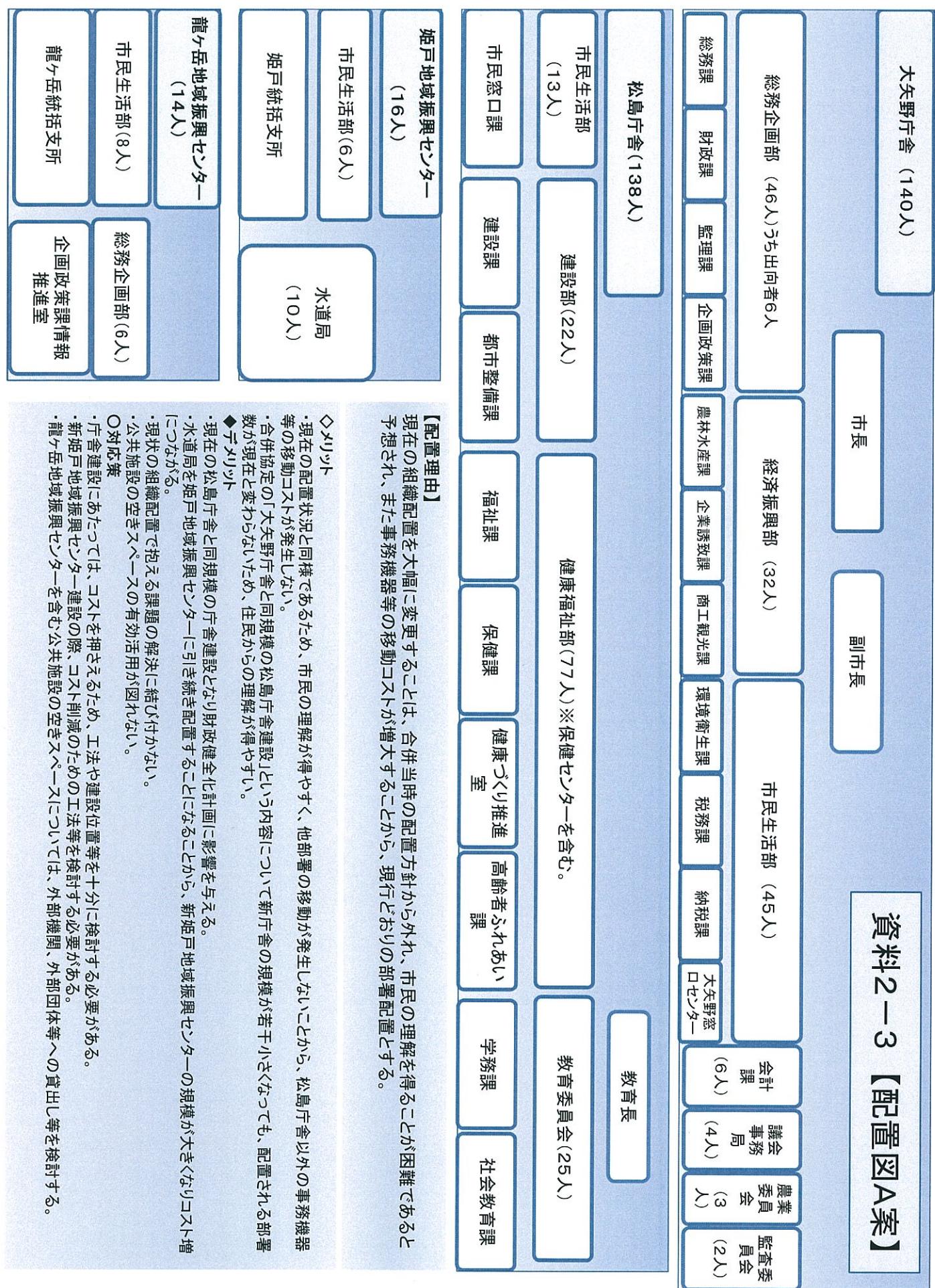
番号	施設名	所在地	収容可能人数
①	自然休耕田管理センター	大矢野町上1538	20名程度
②	大矢野総合体育馆	大矢野町中2238	5名程度
③	松島総合センターアロマ	松島町合津4276-23	10名程度
④	合津多目的場	合津4276-387	20名程度
⑤	教良木町内交流センター	松島町教良木2796	5名程度
⑥	姫戸図書館	姫戸町姫浦3055-15	10名程度
⑦	龍ヶ岳地域振興センター	龍ヶ岳町高戸1412	50名程度
⑧			
⑨			
⑩			

大矢野戸舎 (140人)

市長

副市長

## 資料2－3【配置図A案】

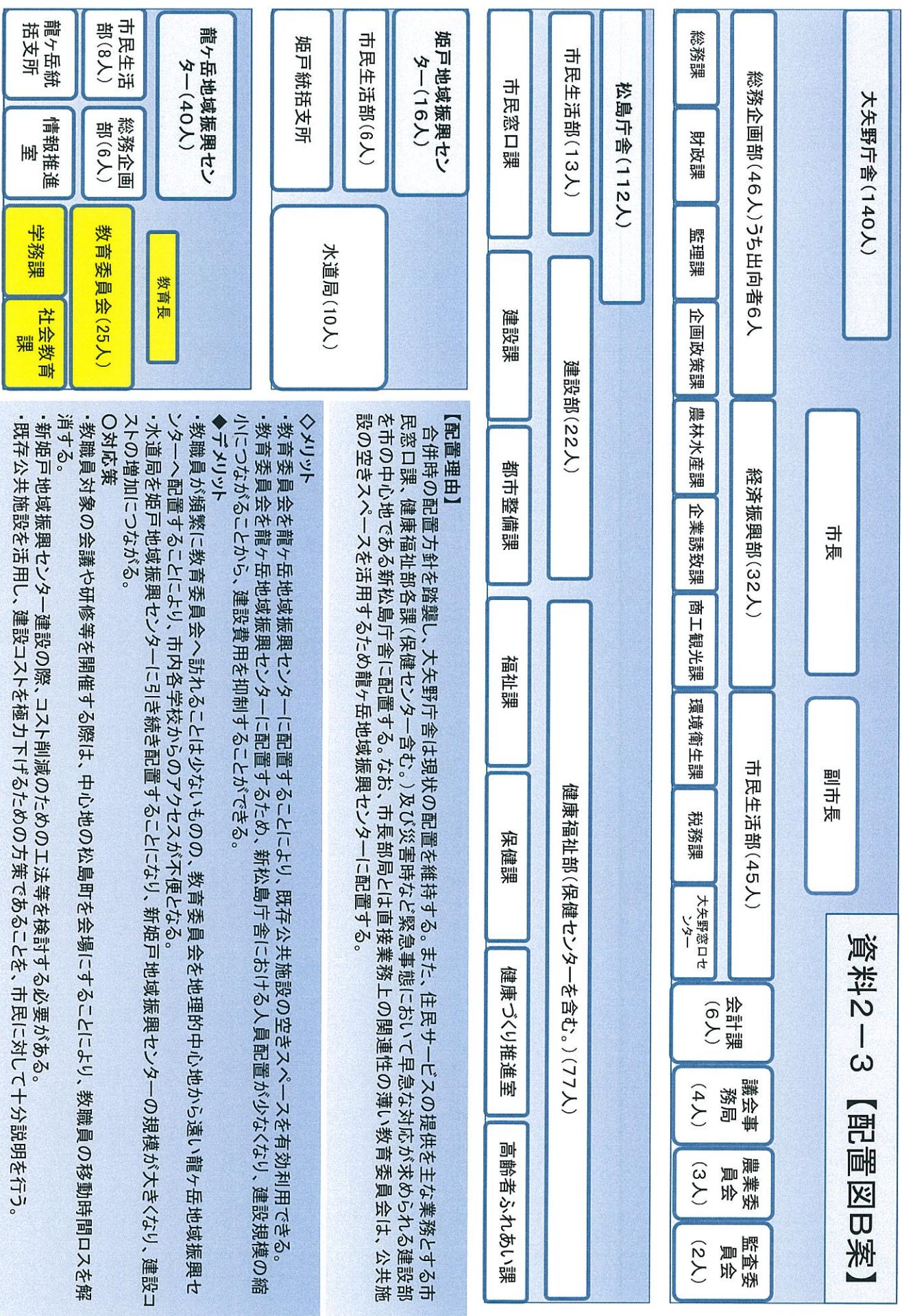


大矢野庁舎(140人)

市長

副市長

資料2－3【配置図B案】

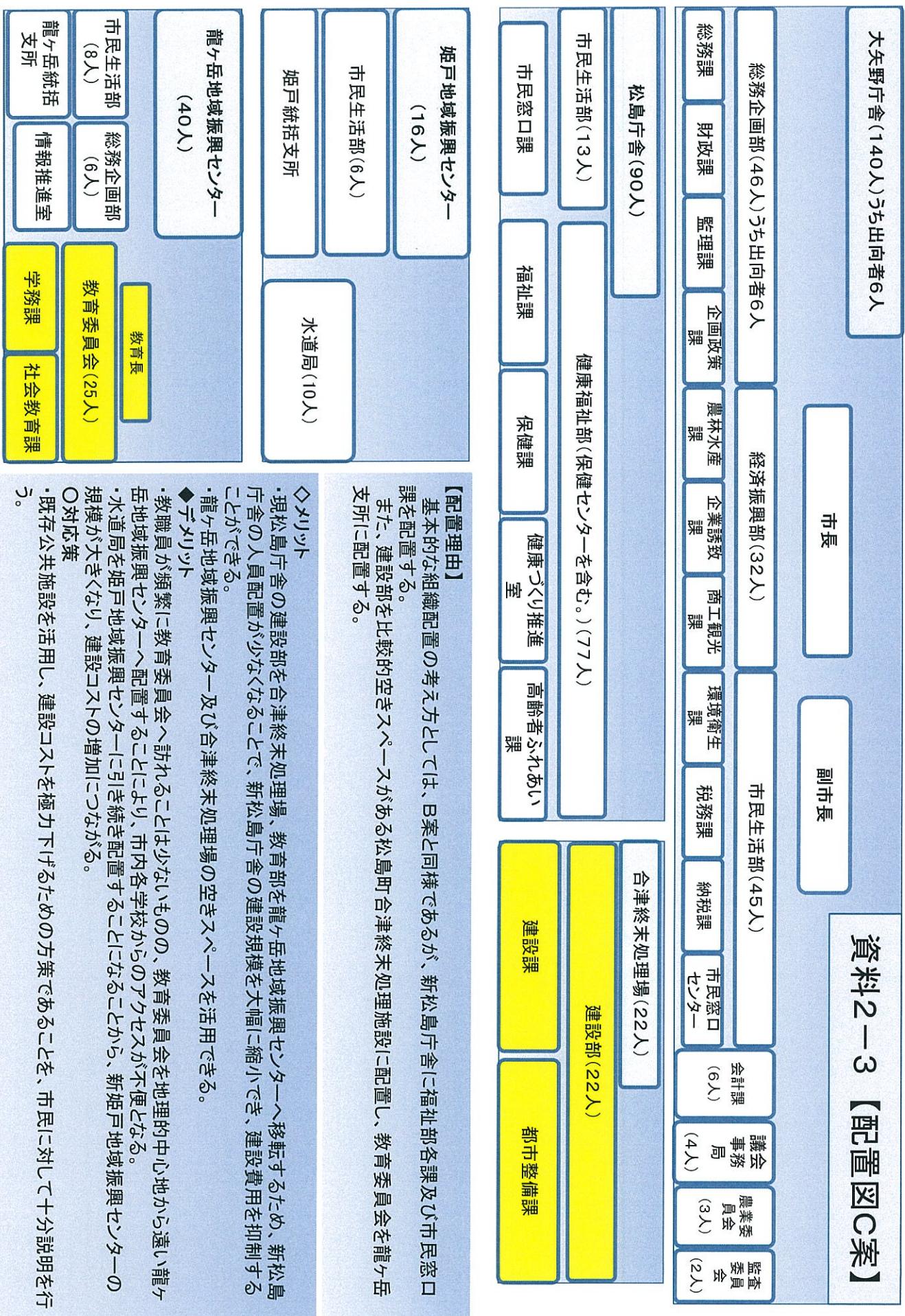


大矢野庁舎(140人)うち出向者6人

市長

副市長

## 資料2－3 【配置図C案】



## 資料2-4【A案】

### 総務省起債対象事業費算定基準による算定方法

◇計画職員に対する換算職員数

- ・人口5万人未満の市町村の換算率により算定する。
- ・総務課作成の定員適正化計画(H26年度予定職員数)により、事務室、会議室等の面積を算出する。
- ・基準表の課長級は部長までとする。
- ・嘱託職員は一般職とする。

表1

単位: m<sup>2</sup>

	特別職	部長 ・次長級	課長級	補佐 ・係長級	一般職	製図職員	計
職員数	1	0	11	9	117	0	138
換算率	12	0	2.5	1.8	1	1.7	
換算職員数	12	0	27.5	16.2	117	0	172.7
自動車台数		49					

### 区分ごとの標準面積

表2

単位: m<sup>2</sup>

区分	室名	換算人員	面積換算	算定基準
(ア)事務室		172.7	777.15	4.5m <sup>2</sup> × 換算職員数
	倉庫	777.15	101.0295	事務室面積の13%
(イ)附属面積	会議室、電話交換室、便所、その他諸室	138	966	7.0m <sup>2</sup> × 全職員数
(ウ)玄関、廊下等、交通部分		1844.1795	737.67	(ア)から(イ)までの各室面積の合計の40%
事務室等面積		2581.85		
(エ)車庫			1225	1台当たり25m <sup>2</sup> × 台数
標準面積合計		3806.85		

※外構工事等は別途適正必要額が対象となる。

単位: 円

標準事業費	【標準単価】(1m <sup>2</sup> 当り) 鉄筋コンクリート造4階建以下の場合 165,700円	630,795,260	保健センター建設費(1,000m <sup>2</sup> の場合)	165,700,000
-------	---	-------------	------------------------------------	-------------

適債事業費	796,495,260	100%
起債借入額	756,600,000	95%
単独負担費	39,895,260	…(A)

## 資料2-4【B案】

### 総務省起債対象事業費算定基準による算定方法

◇計画職員に対する換算職員数

- ・人口5万人未満の市町村の換算率により算定する。
- ・総務課作成の定員適正化計画(H26年度予定職員数)により、事務室、会議室等の面積を算出する。
- ・基準表の課長級は部長までとする。
- ・嘱託職員は一般職とする。

表1

	特別職	部長 ・次長級	課長級	補佐 ・係長級	一般職	製図職員	単位:m <sup>2</sup> 計
職員数	0	0	8	7	97	0	112
換算率	12	0	2.5	1.8	1	1.7	
換算職員数	0	0	20	12.6	97	0	129.6
自動車台数		28					

### 区分ごとの標準面積

表2

区分	室名	換算人員	面積換算	算定基準
(ア)事務室		129.6	583.2	4.5m <sup>2</sup> × 換算職員数
	倉庫	583.2	75.816	事務室面積の13%
(イ)附属面積	会議室、電話交換室、便所、その他諸室	112	784	7.0m <sup>2</sup> × 全職員数
(ウ)玄関、廊下等、交通部分		1443.016	577.21	(ア)から(イ)までの各室面積の合計の40%
事務室等面積		2020.22		
(エ)車庫		700		1台当たり25m <sup>2</sup> × 台数
標準面積合計		2720.22		

※外構工事等は別途適正必要額が対象となる。

単位:円

標準事業費	【標準単価】(1m <sup>2</sup> 当り) 鉄筋コンクリート造4階建以下の場合 165,700円	450,740,852	保健センター建設費 (1,000m <sup>2</sup> の場合)	165,700,000
-------	---	-------------	--	-------------

適債事業費	616,440,852	100%
起債借入額	585,600,000	95%
単独負担費	30,840,852	…(A)

## 資料2-4【C案】

### 総務省起債対象事業費算定基準による算定方法

◇計画職員に対する換算職員数

・人口5万人未満の市町村の換算率により算定する。

・総務課作成の定員適正化計画(H25年度予定職員数)により、事務室、会議室等の面積を算出する。

・基準表の課長級は部長までとする。

・嘱託職員は一般職とする。

表1

	特別職	部長 ・次長級	課長級	補佐 ・係長級	一般職	製図職員	単位:m <sup>2</sup> 計
職員数	0	0	5	5	80	0	90
換算率	12	0	2.5	1.8	1	1.7	
換算職員数	0	0	12.5	9	80	0	101.5
自動車台数		21					

### 区分ごとの標準面積

表2

区分	室名	換算人員	面積換算	算定基準
(ア)事務室		101.5	456.75	4.5m <sup>2</sup> × 換算職員数
	倉庫	456.75	59.3775	事務室面積の13%
(イ)附属面積	会議室、電話交換室、便所、その他諸室	90	630	7.0m <sup>2</sup> × 全職員数
(ウ)玄関、廊下等、交通部分		1146.1275	458.45	(ア)から(イ)までの各室面積の合計の40%
	事務室等面積		1604.58	
(エ)車庫			525	1台当たり25m <sup>2</sup> × 台数
	標準面積合計		2129.58	

※外構工事等は別途適正必要額が対象となる。

単位:円

標準事業費	【標準単価】(1m <sup>2</sup> 当り) 鉄筋コンクリート造4階建 以下の場合 165,700円	352,871,157	保健センター建設費 (1,000m <sup>2</sup> の場合)	165,700,000
-------	---	-------------	--	-------------

適債事業費	518,571,157	100%
合併特例債	492,600,000	95%
単独負担費	25,971,157	…(A)

## 保健センターの役割・機能等について

### 1 保健センターの役割

保健センターは、地域における保健活動・保健サービスの拠点として、また健康づくりの場として、地域保健法第18条に基づき設置されているものであり、都道府県の設置する保健所がより広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくり・直接サービスの場であり、行政が地域住民に対して健康づくりを支援するための保健・医療・福祉行政の中核的役割を担う施設である。

また、市民の身近な健康保持、増進の場として、すべてのライフステージにおいて健康支援を行う機能をもつ市内唯一の健康づくりの拠点施設でもある。

保健センターの主な業務は、健康増進法に定める地域保健に係る健康相談、保健指導及び健康診査等であり、これらは市が住民のニーズに合わせて設定することができる行政機能としての役割を担うものである。

なお、全国の保健センターの設置率は88.1%であり、約9割の市町村が設置している。(平成17年度全国保健センター連合会調査による。)

#### ①設置根拠：地域保健法第18条

市町村は市町村保健センターを設置することができる。

#### ②関連法令：健康増進法

- ・第3条（国、地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供ならびに研究の推進ならびに健康の増進に係る人材の養成、及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

- ・第4条（健康増進事業実施者の責務）

健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進のために必要な事業（健康増進事業）を積極的に推進するよう努めなければならない。

### 2 上天草市保健センターの組織・機能・業務について

#### （1）組織

所管課である保健課の出先機関として健康づくり推進室の職員20名が配置されている。内訳としては、保健師9名、栄養士2名、事務1名、嘱託保

健師 1 名、嘱託栄養士 2 名、嘱託看護師 2 名、緊急雇用職員看護師 1 名、緊急雇用職員 1 名である。

## (2) 保健センターの機能及び業務

妊娠初期の妊婦、乳児から老年期のライフステージにおける健康づくりを担っており、本市の健康づくりの基盤となる健康増進計画を策定し、健康課題を解決するなど、市民が健康に生涯を安心して暮らせるよう保健サービスの拠点として住民の健康づくりにかかる事業を展開しており、その機能及び具体的な業務としては、以下のとおりである。

### ア 保健医療連携・サービス調整機能

住民が健康の不安を感じた時に気軽に相談できる窓口としての機能や各種健診において、要精密検査となった場合、医療機関につなげる仕組みなどの調整

- ・各種健康相談
- ・育児相談
- ・特定健診、結核検診、各種がん検診、超音波検診、骨粗しょう症検診等の実施及び受診者に対する指導及び相談等
- ・乳幼児健診（3～4カ月健診、6～8カ月健診、1歳半健診、3歳児健診）の実施及び受診者に対する指導及び相談等
- ・妊婦歯科健診、2歳児歯科健診及びフッ化物塗布事業の実施及びフォローアップの管理

### イ 保健福祉政策形成機能

地域の健康課題について集計及び分析を行うことで課題の明確化を図り、それらの課題を解決する施策等の企画・予算化

- ・健康づくり推進計画策定のための生活実態調査
- ・人工透析者数及び新規透析導入者数調査
- ・各種健診等の受診率調査
- ・各種健診データによる統計
- ・特定保健指導実施率調査
- ・各種予防接種率調査
- ・出生率、死亡率、低体重出生者数及び死亡率、乳児・新生児死亡率、死産数、結婚・離婚率などの調査
- ・1歳6カ月児・3歳児う歯（虫歯）保有率調査
- ・ヘルスマイト活動参加者調査

## ウ 健康情報管理機能

広報上天草やホームページによるあらゆる健康情報の発信や情報提供

- ・広報上天草の「健康ガイドコーナー」による保健センターで実施する事業（各種健診、予防接種等）の情報提供、健康づくりの啓発啓蒙
- ・母子健康カレンダーの発行及び配布

## エ 健康生活提案機能

地域特性を考慮した市民の各ライフステージに応じた健康教育、出前講座など健康支援の提供

- ・高齢者学級における出前講座
- ・中高校生を対象とした思春期健康教育出前講座
- ・子育て支援センター及び保育園を対象とした食や歯、健康に関する講話
- ・8020推進員のフォローアップ研修
- ・ホームヘルパー育成講座への健康教育支援
- ・小学生及び保護者に対する子育て講話

## オ 健康危機管理機能

健康危機管理および災害時や感染症流行時などの健康危機対応時の支援機能

- ・各種予防接種の実施

　　集団接種：ポリオ、BCG等の定期予防接種

　　個別接種：ジフテリア、百日咳、破傷風の三種混合、ジフテリア破傷風の2種混合、麻しん（はしか）風疹、日本脳炎、Hibワクチン等の任意接種（Hibは行政措置予防接種）

- ・新型インフルエンザなどの感染症予防対策、感染症流行時における健康危機対応及び支援

## カ 保健福祉サービス調整機能

行政内における福祉課、高齢者ふれあい課、教育委員会等の関係課及び医療機関、社会福祉協議会などの他機関との連携による健康福祉体制づくりや健康増進係る各種協議会の開催

- ・次世帯育成会議
- ・就学支援ネットワーク会議
- ・地域医療推進会議

- ・民生委員会議
- ・各部署事例検討会
- ・母子保健連絡協議会
- ・歯科保健連絡協議会

上記ア～コの業務のほか、健康づくりイベント開催、各種イベント時における救護、災害時における被災者の救護、上天草看護専門学校の学生実習などの業務も行っている。

#### **(5) 保健センターに必要な設備等、面積**

上記（2）の業務を行うにあたり、保健センターに必要な設備は、診察室、保健指導室、健康相談室、栄養指導室、調理実習室、多目的会議室、プレイルーム、視聴力検査室、授乳室、シャワー室、消毒室、休憩室、子供用トイレ、親子トイレ、視聴覚機能を備えた会議室、カルテ保管スペース、書類管理スペース、物品管理庫などである。

なお、現在の保健センターは、合併前には社会福祉協議会の事務局として利用されていたため、保健センターとしての設備機能を有していない。そのため、必要な部屋や面積を有しない中、支障を来しながらも保健センターとして利用しているところであり、現保健センターの面積が約 800 m<sup>2</sup>あるのに対し、上記の設備を全て備えるとすれば、最低限必要な面積は約 1,000 m<sup>2</sup>である。併せて、各種健診等を行うことから、常時 60 台程度駐車可能な駐車場の確保が必要である。

### **3 保健センターを松島町に設置しなければならない理由及び庁舎に保健センターを併設する必要性について**

#### **(1) 保健センターを松島町に設置しなければならない理由**

ア 保健センターでは、2カ月学級、1歳児健診、ヘルスマイト事業を保健センターの中央一括方式で開催しているが、参加率も非常に高いことから、保健センターを他の地区に移転した場合、利便性が悪化し市民の参加率の減少につながることが予想され、健診業務等に支障を来す恐れがある。

イ 本市における1次医療機関として市内開業医、2次医療機関として上天草総合病院や済生会三角病院があるが、それらの距離的中間位置には2次医療機関が存在しないため、地域医療における連携体制の強化を図る観点から、市民の健康相談・健診業務を実施する保健センターを設置するすれば、地理的中心部の松島町にある方が相応しいため。

ウ 本市の少子化が進行することにより、現在数カ所において開催している

乳幼児健診、予防接種等は、将来1ヵ所の開催となることが業務の効率上予想され、その際、保健センターでの実施となれば市民の利便性を考慮し松島町に設置することが相応しいと思われるため。

## (2) 保健センターを庁舎に併設する必要性

- ア 所管部である健康福祉部を配置する庁舎と保健センターを併設することで、保健福祉に関する業務の効率性が高まるとともに、その他関係部署との業務の連携がとりやすいため。
- イ 市民が複数の各種手続きを行う際、庁舎と併設することで移動時間が少なく効率的であり、サービスが円滑に行えるため。

協議第58号（継続協議）

事務組織・機構の取扱いについて

事務組織・機構の取扱い案について承認を求める。

平成15年8月7日提出

天草上島4町合併協議会

会長 松尾 万二郎

事務組織・機構の取扱いについて

新市の事務組織・機構については、新市の事務組織・機構の整備に係る取扱い方針に基づき設置するものとする。

平成15年 8月 7日 原案可決 ・ 修正可決 ・ 継続審議

平成15年 8月21日 原案可決 ・ 修正可決 ・ 継続審議

## 新市の事務組織・機構の整備に係る取扱い方針（案）

### I 新市の事務組織・機構に係る合併協議会における確認事項

#### 1 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の組織及び機構については、本庁方式とし、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、合併時までに調整する。ただし、本庁舎の構造等により集中させることが困難な場合は、一部機能を分散することも考慮する。
- (2) 住民サービスが低下しないよう、現行の役場は本庁及び支所として活用するとともに、出張所は、現行どおり存続させる。

#### 『新市における組織・機構の整備方針』

- ①地方分権における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ②市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- ④指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- ⑤簡素で効率的な組織・機構

#### 2 新市の事務所の位置

現在の大矢野町役場及び松島町役場を新市における同格の本庁舎として活用し、名称を大矢野庁舎及び松島庁舎と称する。  
また、条例上の新市の事務所の位置は、合併時は大矢野町役場とする。  
なお、松島庁舎については、合併後速やかに大矢野町役場と同規模の庁舎を松島町のアロマ周辺に建設する。

### II 整備の基本方針

#### 1 整備に当たっての基本的な考え方

- (1) 協議会における確認事項に則り、新市のまちづくりを着実かつ円滑に推進するための事務組織・機構を整備する。
- (2) 現有施設の改修・改造を抑制し、最小の経費で最大の効果を上げる事務組織・機構を構築する。

## 2 具体的な整備方針

### (1) 地方分権に対応できる体制づくり

複雑多様化する各種行政課題に対して、専門的に迅速かつ的確に対応するため、分野毎に細分化した担当課を設置し、自己決定自己責任という地方分権の理念を実現できる体制を整える。

また、責任体制を明確化するとともに、政策の迅速な決定・実行ができるようにするため、関係課を集約した部を設置する。

### (2) 本庁機能の強化

本庁となる大矢野庁舎（大矢野町役場）及び松島庁舎（松島町役場）に、本庁部門を集中的に配置し、各部各課が連携して対応できる体制を整える。

なお、現有施設の有効活用による庁舎改修費の抑制という観点から、本庁各部門との関係及び地域間のバランスを考慮のうえ、組織の一部を姫戸町及び龍ヶ岳町に配置することとする。

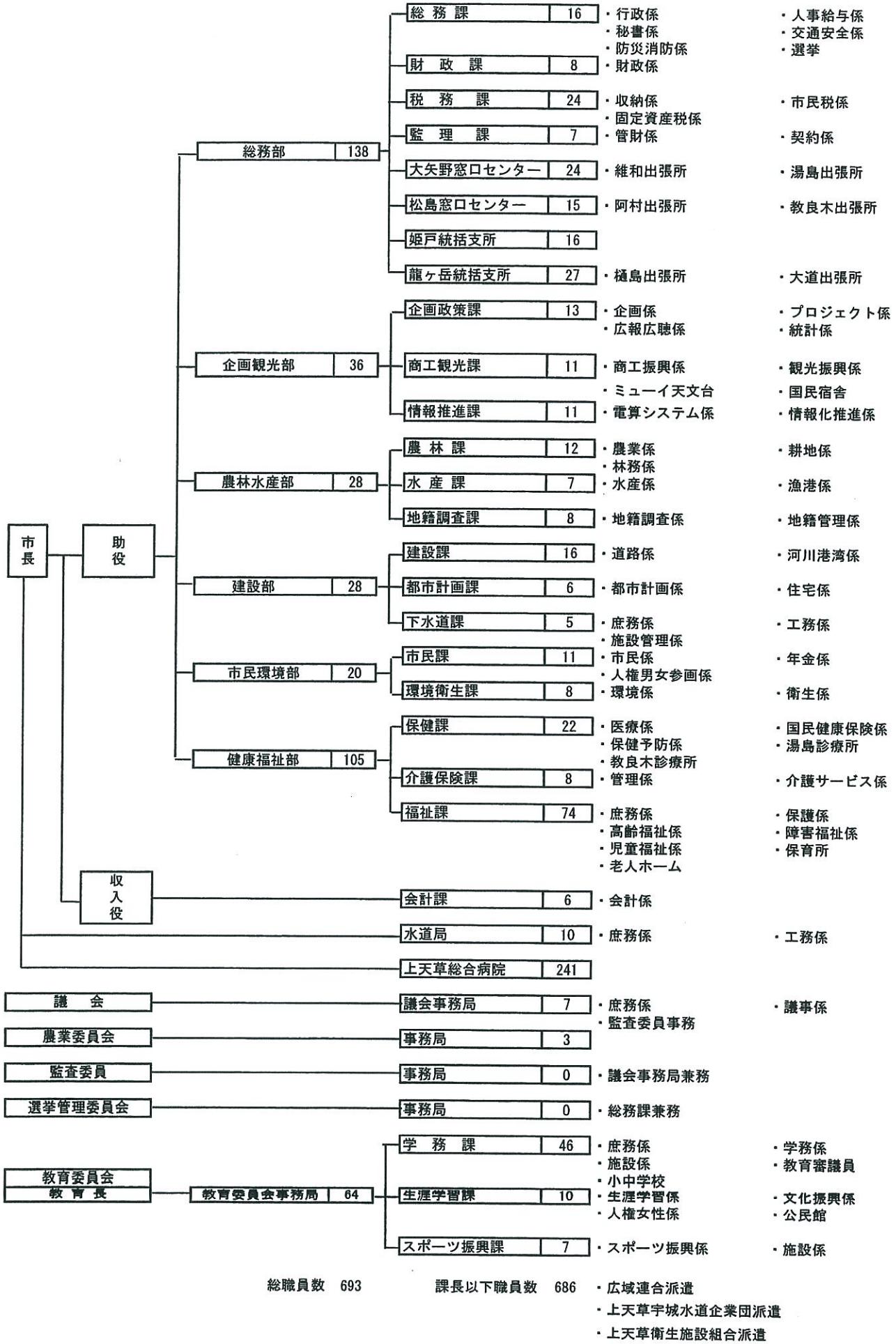
具体的には、独立採算による運営を基本とする公営企業部門である水道局を姫戸町に、また、新市の電算システムの中心となるホストコンピュータを設置する龍ヶ岳町に情報推進課を配置することとする。

### (3) 支所機能の充実

本庁部門が配置されていない事務を身近なところで処理できるようにするため、現在の4町役場全てに支所的機能を備えた組織を配置することで、合併前の行政サービスを確保するとともに、市民が利用しやすい体制を整える。特に、電算システムの整備により、住民の利用が多い各種証明や申請受付を行うとともに、福祉の相談対応などを行うため、窓口係や福祉係等を配置することとする。

具体的には、本庁である大矢野庁舎及び松島庁舎には、本庁の組織の一つとして、配置されていない本庁部門の事務に対応するための窓口センターを、また、姫戸町、龍ヶ岳町には、本庁部門の全ての事務に全体的に対応するための統括支所を配置する。また、緊急の相談等に速やかに対応するために、必要な権限を支所等に移譲することとし、併せて、必要な人員を配置することとする。

# 新 市 組 織 図 (案)



本庁・支所職員数(案)

大矢野庁舎		松島庁舎		姫戸地域振興センター (仮称)		龍ヶ岳地域振興センター (仮称)	
総務部	56	建設部	28	水道局	10	情報推進課	11
企画観光部	21	市民環境部	20	姫戸統括支所	16	龍ヶ岳統括支所	25
農林水産部	28	教育委員会	26				
議会事務局	7	健康福祉部	44				
農業委員会	3	松島窓口センター	11				
会計	6						
大矢野窓口センター	20						
計	141	計	129	計	26	計	36 332